

保護者各位

甲州市立勝沼小学校
校長 丹澤 一浩

「インフルエンザによる出席停止」について（お知らせとお願い）

インフルエンザにかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐために出席を停止する処置をとることになっています。下記の「体温記録表」および「治癒報告書」に保護者の方が記録し、登校再開時に学校へ提出してください。（裏面参照）

感染症名	出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条）
インフルエンザ （鳥インフルエンザ・ 新型インフルエンザ を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。 ※「発症日」とは、“インフルエンザ様症状（発熱等）が始まった日”です（医療機関で診断された日ではありません）。 ※受診の際に発症日や登校可能日等について医師に確認し、保護者の方が「治癒報告書」に記入をしてください。 ※経過には個人差があり、体調によっては重症化したり合併症を引き起こしたりする場合があります。療養期間中は医師の指示に従って療養し、必要な場合は医療機関を受診してください。

体温記録表

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
午前	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
午後	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

治癒報告書

甲州市立勝沼小学校	年 組 児童氏名
診断名	インフルエンザ（ ）型
発症日	令和 年 月 日
診断された日	令和 年 月 日
平熱に下がった日	令和 年 月 日
登校可能日	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過し、体調が回復しましたので登校させます。	
令和 年 月 日	保護者氏名 印

◆インフルエンザによる出席停止期間の基準について

『発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで』

【例】

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
Aさん	発熱	解熱 0日	1日	2日	休養	休養	登校	※「発症後5日」「解熱後2日」で (発症日含めると)最短で6日休む
Bさん	発熱	0日	1日	2日	休養	登校		
Cさん	発熱	0日	1日	2日	登校			
Dさん	発熱	0日	1日	2日	登校			